

# 第1章

## 民法の基本原則と全体像



### 過去10年の出題分析

↓テキスト項目	出題年→	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
第1章全体											
1 民法の基本原則											
2 民法の全体像											

※出題されている年度に●を記入しています。

# 1 民法の基本原則

民法の根底にある3つの考え方を理解しましょう

学習時間 20分



## その趣旨は？

信義則や権利濫用の禁止は、民法の他の条文では救えない人たちの権利や利益を守るための最後の砦です。特に、契約前の段階での理不尽な行為や、不当な立ち退きといった場面でよく使われます。

## 参考

ヨーロッパでこの発想が生まれました。当初は契約関係に入った後のルールでしたが、その後拡張され、現在は契約関係にない関係であっても適用されるようになっていきます。また、義務の履行だけでなく、権利の主張の段階でも適用されます。

契約締結交渉中の一  
方の当事者が契約交  
渉を打ち切ったとし  
ても、契約締結に至  
っていない契約準備  
段階である以上、損  
害賠償責任が発生す  
ることはない。

2006(×)

準備段階であっても、  
信義則上、損害賠償  
義務を負うことがあ  
ります。

民法1条には、1項に「公共の福祉」、2項に「信義則<sup>しんぎそく</sup>」、3項に「権利濫用禁止<sup>けんりらんようきんし</sup>」が定められています。土台となる法律には、このようにとても曖昧な条文があったりします。これを一般規定と呼び、その法律を使う際の指導原則となります。ちなみに、この規定は、昭和22年の改正で追加されたものです。日本国憲法12条の公共の福祉の規定や同29条の私有財産に関する規定に対応して定められました。

### (1) 公共の福祉～自分勝手は許されません

民法の最初に書かれている規定は「私権は、公共の福祉に適合しなければならない。」というものです。あまり実益のない規定とされています。

### (2) 信義則～契約締結前も節度ある行動が必要です

契約等の関係に入った者は、相互に相手方の信頼を裏切らないように誠実に行動しなければならないという原則をいいます。

この信義則はあらゆる場面であらゆる形で現れます。たとえば、不動産取引の場面では、建物を無断転貸した場合における契約解除の制約原理が信義則から生まれた判例理論とされています。つまり、無断転貸したという事実だけでは賃貸借契約は解除できず、その無断転貸が契約当事者間の信頼関係を破綻する程度の状態に陥って初めて契約の解除ができるとする理論です。これは民法の条文には定めがありません。信義則という一般規定の解釈から生まれるものといわれています。

### (3) 権利濫用の禁止～権利行使にも限界がある

外形上は正当な権利行使のように見えても、具体的実質的に見ると権利の社会性に反する場合は、権利の濫用として、効力を持たないとする理論があります(権利濫用の禁止)。判例は時効が完成した後に弁済し、後に消滅時効を主張し弁済した金銭の返還請求することは権利濫用にあたりと判断するものが少なくありません(同時に信義則にも反するとするものもあります)。

## 2 民法の全体像

頻出度



学習時間 15分

財産法の全体像と流れを理解しましょう

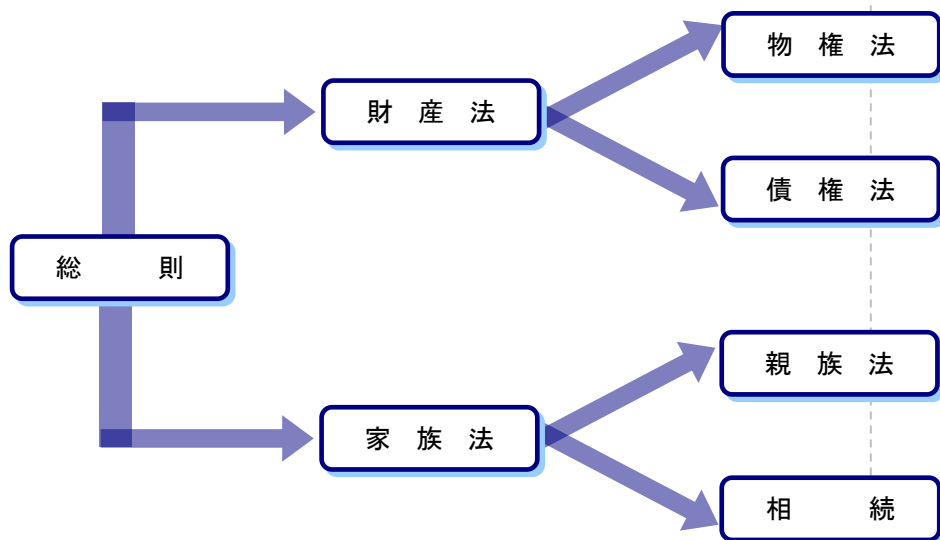
### (1) 民法ってどんな法律？

民法とは**自由の思想に基づいた市民社会のルール**です。この定義で最も重要な箇所は**自由の思想**というところです。特に**経済活動**についての自由について定めた法律が民法です。経済活動はあまり難しく考えることはありません。自分の意思でものを売ったり買ったり、貸したり借りたりといったイメージ。経済活動についてさまざまなルールがありますが、その中でも根本的なルールが民法です。

### (2) 民法は5つのパートからできている

民法は、大きく2つのグループに分けることができます。総則を共通項として、財産法と家族法の2つです。所有や売買、賃貸借などの財産関係を規律するものが財産法です。夫婦や親子、兄弟姉妹、死んだ後の相続などの身分関係や相続の関係を規律するのが家族法です。

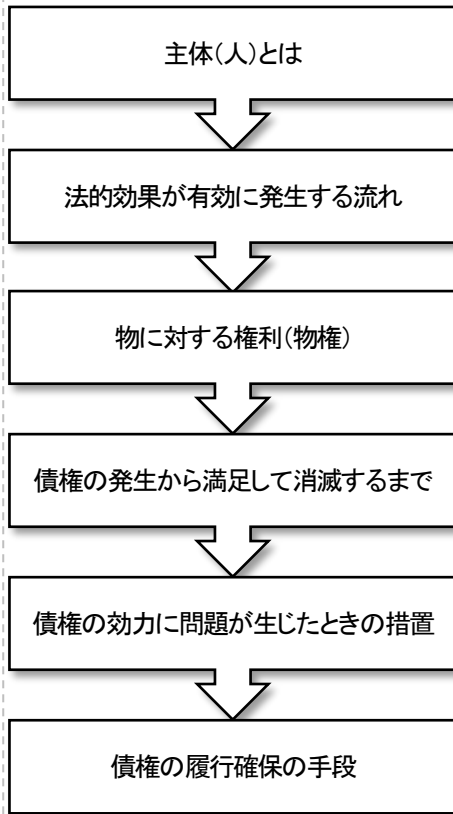
財産法は、人と物との関係についてルールを定めている**物権法**、人と人との関係についてルールを定めている**債権法**の2つにさらに分類されます。家族法は、婚姻、離婚、親子、親権などについて規定している**親族法**と、死亡などによる相続、遺言などによる財産移転などについて規定している**相続**の2つに分けられます。つまり、民法は5つの編(総則・物権・債権・親族・相続)に分けて書かれています。



### ワンポイントアドバイス

全体像を頭に入れておくことで知識を整理しやすくなります。建物で言えば骨組みにあたるものです。

(3) 財産法は約束を守らせるための仕組み



第1に、誰が財産法上の主体となれるかです。つまり、誰が自分の名前で物の売り買いや貸し借りなどの契約を結ぶことができるかです。ここでは権利能力・意思能力・行為能力の3つが重要です。

第2に、法的効果が有効に発生する流れです。特に債権発生原因として重要な契約を例に理解しましょう。ここでは、成立要件、有効要件、効果帰属要件(代理)、効力発生要件(条件・期限)の4つが重要です。

第3に、人の物に対する権利です。民法は、人に対する権利として債権、物に対する権利として物権の2つを明確に分けて規定しています。どのような場合に物権(たとえば所有権)が移転するのか、特に契約、相続、取得時効により移転する点が重要です。

第4に、債権の発生から満足して終了するまでについて、債権発生原因と債権終了原因の2つに分けて整理しましょう。債権発生原因としては契約、事務管理、不当利得、不法行為の4つありま

す。また、債権終了原因としては弁済と消滅時効が重要です。

第5に、債権の効力として問題が生じたときの処理について、債務不履行責任と担保責任の2つが重要です。

第6に、債権の履行確保の手段についてです。特殊な債権回収手段、債権の保全、債権の担保に分かれます。特殊な債権回収手段としては債権譲渡、債権の保全としては債権者代位権と債権者取消権、債権の担保としては保証と抵当権が重要です。

上記の順番で解説します。



ワンポイントアドバイス

財産法の仕組みはとても重要です。権利関係の部分を一通り学習した後に、もう一度ながめることで、知識を定着することができます。

(4) 家族法は身近な法律

家族法は親族法と相続法の2つから構成されています。人によって最も身近に感じる分野かもしれません。親族法は婚姻や離婚、親権の行使など日常生活に密接する家族関係に関する規定を定めています。相続法は人が死亡した後の財産の行方について定めています。